

7月21日(日)は

参議院議員通常選挙

の投票日です!

公示日 7月4日(木)

投票日 7月21日(日)

選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆さんのご協力をお願いします。

■投票できる方

平成5年7月22日までに生まれ、平成25年4月3日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住している方です。

※欠格事由に該当する方を除きます。

比例代表選挙では、各政党が届け出た候補者の名簿から、候補者名を記載して投票しますが、候補者名に代えて政党名を記載することもできます。

い方は、投票日前でも投票することができます。ただし、期日前投票に来られた日に満20歳になつてない方は、不在者投票となります。

■入院(所)中の不在者投票
不在者投票のできる指定施設に入院(所)中の方は、投票管理者(病院長・施設長など)に投票用紙の請求をすれば、その施設内での不在者投票を行うことができます。

■開票所の一般参観
皆野町の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。参観人の定員は20人です。

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。

投票所は、「別表1」のとおりです。

期 間
7月5日(金)～7月20日(土)
場 所
午前8時30分～午後8時
期日前投票所
(役場2階会議室)

午前7時～午後8時
投票所へお持ください。受付の後、投票用紙が交付されます。

投票所は、「別表1」のとおりです。
投票用紙が郵送される前に投票される方は、直接投票所へお越しください。

皆野町の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。参観人の定員は20人です。
※午後8時45分から先着順に参観券を交付しますが、その時点では参加希望者が定員を上回った場合は、抽選により参観人を決定します。

身体に重度の障害がある方に對して、郵便による不在者投票制度があります。この制度を利用される方は、選挙管理委員会に申し出て、「郵便投票証明書」の交付申請をしてください(すでに交付を受けている方は必要ありません)。

交付申請のできる方は、「別表3」に該当する方です。交付には日数がかかりますので、早めに申請してください。

■代理投票・点字投票

体が不自由、字が書けないなどの理由で自分で投票することができない方には、代理投票の制度があります。また目の不自由な方は点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

■開票

開票は即日開票とし、7月21日(日)の午後9時から文化会館会議室A(3階)で行います。

■開票所の一般参観

皆野町の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。参観人の定員は20人です。

※午後8時45分から先着順に参観券を交付しますが、その時点では参加希望者が定員を上回った場合は、抽選により参観人を決定します。